

オーロラ合唱団会則

第1条「名称」

及川悦子（以下会長という）が主宰する合唱サークルをオーロラ合唱団と称す（以下本会という）。

第2条「活動」

- (1) レッスンは原則として月2回とする（開催日と場所は会長が決定し、会員に通知する）。
- (2) 会員相互の親睦をはかる（イベント等）
- (3) 福祉施設等への合唱慰問
- (4) その他

第3条「会員」

本会は一般公募により入会を希望する人で会長が承認した人を会員とする。

第4条「幹事」

会員は会長の指名により、交代で任期6ヶ月の幹事を務める。幹事の人数は3名とする。幹事は会費の徴収、レッスン日の会場の設営、イベントの企画実行等などで会長に協力する。

第5条「入会金、月謝」

- (1) 入会金は2,000円とし、入会時に月謝の全額と合わせて幹事に納入する。
- (2) 月謝は2,200円（楽譜コピー代、通信費、広告費、その他雑費を含む）とし、毎月の初回レッスン日に幹事に納入する。レッスン日に都合で欠席の場合も月謝の全額を納入すること。

第6条「休会」

休会するときは会長に届けること。休会とは1ヶ月以上の連続した欠席で前月末までに届けること。休会中の月謝は半額とする。

第7条「退会」

退会するときは会長に届けること。前納した月謝は返却しません。

連絡先 会長宅 TEL 090-5596-7336

FAX 022-726-6733

第8条「イベント」

会主催のイベント等の参加は自由とし、参加費用は個人負担とする。

付則① 会員は物品の販売これに類似するような勧誘行為を行ってはいけない。

付則② 本会則は平成22年1月1日より適用する。

付則③ 本会則に定められていないことで問題が生じた場合は会長と幹事で協議する。